平成２２年（フ）第７４７号
大阪府茨木市沢良宜浜３丁目６番21号
破産者　炭火串焼鳥屋牛屋えのくらこと　倉橋　由貴
1　決定年月日　平成22年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８３９号
大阪府豊中市豊南町西１丁目４番２号
破産者　ビューティサロンアイこと　中尾　治
1　決定年月日　平成22年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８４２号
大阪市北区長柄西１丁目５番６号　鵜飼マンション302号室
破産者　吉井　和夫
1　決定年月日　平成22年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８６５号
大阪市北区紅梅町４番15号　ファミーユ河村305号室
破産者　平　　正行
1　決定年月日　平成22年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８９５号
大阪市中央区島町１丁目３番８―1201号
破産者　和田　泰典
1　決定年月日　平成22年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８９６号
大阪市中央区島町１丁目３番８―1201号
破産者　和田　美子
1　決定年月日　平成22年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１３７０号
堺市北区中百舌鳥町６丁998番地３　中百舌鳥公園団地１号棟702号室
破産者　飛岡建設ことミライオフィスカンパニーこと　飛岡　　勝
1　決定年月日　平成22年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２０年（フ）第１９１０号
堺市堺区田出井町１番５―1106号
破産者　金治　韶子
1　決定年月日　平成22年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１６０７号
大阪府河内長野市木戸東町５―22棟404号、開始決定時の住所大阪府河内長野市木戸３丁目19番１―1411号
破産者　千代田電設こと　鈴木　智之
1　決定年月日　平成22年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１８６８号
大阪府河内長野市美加の台１丁目39番１―403号、前住所東京都中央区築地７丁目16番３―503号
破産者　藤田　周一
1　決定年月日　平成22年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第２００６号
堺市堺区七道西町100番地、開始決定時の住所堺市堺区桜之町西２丁１番３号
破産者　山本　敏江
1　決定年月日　平成22年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第７号
堺市南区竹城台４丁２番10―402号
破産者　ホウエイ電器こと　菅田　豊和
1　決定年月日　平成22年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第３８号
堺市中区土師町３丁11番56号
破産者　佐治鉄工所こと　佐治　功隆
1　決定年月日　平成22年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１５５号
堺市北区金岡町1617番地、営業所大阪市北区梅田１丁目１番３―2500
破産者　がっくこと　中田　　学
1　決定年月日　平成22年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１７８１号
広島市安佐南区緑井４丁目16番34―３号
破産者　竹末　孝幸
1　決定年月日　平成22年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１８５７号
広島県廿日市市梅原２丁目10番15号
破産者　小川　譲二
1　決定年月日　平成22年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２０４５号
広島市中区鶴見町10番11―901号
破産者　山崎能惠子
1　決定年月日　平成22年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２８１号
福岡県久留米市北野町十郎丸1913番地14
破産者　菊池　慶典
1　決定年月日　平成22年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２１年（フ）第２８３号
福岡県小郡市吹上795番地１
破産者　福田　昭子
1　決定年月日　平成22年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部